

※別紙3 太陽光発電施設に関する景観形成基準について

(1) 届出対象行為

以下に該当する行為を行う場合は、市長への届出を必要とします。

届出種類	行為の種別	対象規模
大規模行為届出	新設、増築、改築、移転又は外観の変更（修繕若しくは模様替え又は色彩の変更）	高さ*1 2m又はその敷地の用に供する土地の面積 1,000㎡を超えるもの
特定施設届出地区届出		高さ*1. 5m又はその敷地の用に供する土地の面積 100㎡を超えるもの
景観形成地区届出		

※高さ：太陽光パネル若しくは架台を対象とした上端と下端との見付高さ

(2) 景観形成基準

届出の種類	① 大規模行為届	② 特定施設届出地区行為届出	③ 景観形成地区行為届出
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・高さを抑え、<u>周辺からの突出を避けること。</u> ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、<u>周辺からできるだけ見えないような位置</u>とするとともに、<u>そのための処置</u>を施すように努めるものとする。 		
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>景観計画に定める視点場からの眺望に配慮した位置</u>とし、著しい景観支障とならないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、<u>敷地の境界からできるだけ後退した位置</u>とすること。 	
色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルは、<u>黒系統色等の暗色を基調</u>とし、架台等の附属施設も含め、<u>全体として周辺の景観と調和した色彩</u>とすること。 ・太陽光パネルの材質は<u>低反射性</u>のもの又は<u>防眩処理</u>等を施したものを使用すること。 		
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は<u>極力緑化</u>に努めること。 ・<u>既存の樹木</u>がある場合には、<u>修景に生かす</u>よう配慮すること。 ・<u>伐採により樹木の連続性をなくさない</u>こと。 ・地域に見合った樹種を選定する等周辺環境に配慮した緑化を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>敷地の周辺等の緑化</u>に努めること。 ・地域に見合った樹種を選定する等周辺環境に配慮した緑化を行うこと。 	